第１４号様式（第４２条関係）

捨印

（実印）

誓約書

公益財団法人東京観光財団　理事長　殿

島しょ地域のバリアフリー観光整備支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第４２条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、以下の誓約事項に同意します

□　当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約します。また、上記の暴力団、暴力団員等が経営に事実上参画していません。

□　理事長が必要と認めた場合には、暴力団、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁等へ照会がなされることに意義なく応じます。

□　国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などから補助事業の交付決定取消し等を受けていません。また、法令違反等不正の事故を起こしていません。

□　国、都道府県、区市町村、東京都政策連携団体などによる補助事業により取得し、又は効用を増加した財産について、当該補助事業所定の財産処分期間内に処分を行ったことで不当に利益を得ていません（災害等やむを得ない理由による処分の場合を除く）。

□　過去５年以内に刑事法令による罰則の適用を受けていません（法人その他の団体にあたっては代表者も含む）。

□　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況ではありません。

□　会社法（平成１７年法律第８６号）第４７２条の規定により休眠会社として解散していません。

□　都税その他租税の未申告又は滞納はありません（猶予を受けている場合を除く）。

□　東京都又は東京都政策連携団体に対する賃料・使用料等の債務支払の滞納はありません。

□　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第３条の３に定める路線定期運行を行う者に限る。）又は同法第３条第１号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営む者であって、事業の停止処分等を受けていません。

□　申請に係る施設等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する「風俗営業」、同条第５項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第６項に規定する「店舗型風俗特殊営業」、同条第１１項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第１３項に規定する「接客業務受託営業」を行っている施設等又はこれに類するものではありません。

□　本申請と同一内容で、東京都又は東京都の政策連携団体から重複して補助または助成を受けていません。また、交付決定後も受けません。

□　理事長から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。

□　当該補助事業の交付要綱を熟読し、申請書類等に記載した事項について、事実と相違ないことを誓約します。

□　その他、交付要綱に記載されていることに同意し、順守します。

□　この誓約に違反又は相違があり、要綱第５５条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、要綱第５６条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じること及び施設名などの情報が公表されることに同意します。

＊　この誓約事項における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

 ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

 ・ 暴力団員を雇用している者

 ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

 ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

 ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

**一読の上、□に漏れなくチェックを入れました。**

　　年　　月　　日

住所（法人の場合は本店所在地）

氏名（法人の場合は商号又は名称、代表者の肩書及び氏名）

登録印

（実印）